

昭和56年5月31日以前に建てた木造住宅にお住まいの皆様へ

# 木造住宅耐震診断を 受けてみませんか？

もし今、地震が起きたら…。あなたの大切な家族、財産は大丈夫ですか？  
お住まいが地震に対して安全か調べてみましょう！

岩手町では、“震災に強いまちづくり”として、  
「木造住宅耐震診断士派遣事業」を行っています。

## 対象となる住宅

次のすべての条件を満たす町内の木造住宅が対象となります。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの  
昭和56年6月1日以降に増築した住宅は対象外となります
- (2) 平屋建て又は2階建ての住宅
- (3) 在来軸組工法で建築された住宅

募集戸数 2戸

耐震診断に要する費用（個人負担） 3,000円

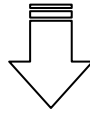


## 申し込みの受け付けについて

- (1) 受付日 随時受付します。（土、日、祝日及び年末年始を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- (3) 受付場所 岩手町役場 地域整備課 都市計画係
- (4) ご用意いただくもの  
建築年月日の分かる書類（建築確認通知書、固定資産税課税明細書など）  
建築当時の図面がある方はご用意ください。  
・ がない場合でも診断はできます。

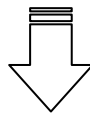
# 木造住宅耐震診断士派遣事業の流れ

## 申し込み



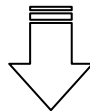
## 派遣する木造住宅耐震診断士の通知

派遣する木造住宅耐震診断士(以下、耐震診断士という。)を決定して通知します。



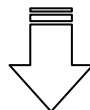
## 耐震診断士と日程調整

診断を実施する日程を決めるため、耐震診断士から電話連絡があります。



## 耐震診断の実施

耐震診断士が訪問し、住宅の調査を行います。  
その際に、耐震診断士に3,000円お支払ください。



## 診断結果の通知

耐震診断士が作成した診断結果に基づき、町から通知します。

### 【ご注意ください】

点検商法・サービス商法にご注意ください。

町の派遣する耐震診断士は、「岩手県木造住宅耐震診断士認定証」を携帯していますのでご確認ください。

本事業は「一般診断法」により、建物の耐震性の目安を判断するものです。

耐震改修には「精密診断」が必要であり、さらに費用がかかるため、希望される方は専門家に相談することをお勧めします。